

5・1 水先問題

5・1・1 水先人の人材確保・育成等に関する検討会

今後約 10 年間に多くの水先人の廃業および後継者不足が見込まれ、特に中小規模水先区(※)および内海水先区における一級水先人の応募者不足が懸念され、2015 年 4 月、国土交通省は、「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」(座長 落合誠一東京大学名誉教授)を設置し(年報 2014 参照)、水先人の人材確保、安全対策を含む水先に関する全ての項目について検討を開始した。

同検討会は、2016 年 6 月に、早急に取り組むべき課題として、中小規模水先区対策としての複数免許取得の際の負担軽減・円滑化や、新規免許取得者への支援充実などの対策を盛り込んだ第一次とりまとめを行った(年報 2017 参照)。さらに、水先人の責任制限および水先引受主体の法人化等の課題について審議を重ね、2017 年 9 月に概略以下の第二次とりまとめを行った。

同検討会は、検討会の下にモニタリング委員会を設置し、これら施策の実施状況や効果を確認することとし、また、水先人の責任制限等のあり方について勉強会を設置し検討を進めることとしている。

※小規模水先区:水先免状受有者が 3 人未満の水先区

中規模水先区:小規模水先区および大規模水先区(東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海および
関門水先区)以外の水先区

一方で、上記モニタリング委員会に先駆けて、水先幹事会では、日本水先人会連合会と定期的にモニター会合を開催して、

- 1) 中小規模水先区への支援体制が効率的に計画されているか
- 2) 「安全かつ円滑な水先業務の確保」に向けて、水先人会自ら見直した会則強化が、実効性あるものかどうか、問題事象等についての意見交換を実施

2018.05.07	第 3 回モニター会合 (於:日本水先人会連合会)
2018.06.05	第 2 回モニタリング委員会
2018.06.21	「第 12 回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」
2018.11.02	第 4 回モニター会合(於:海運ビル)
2018.11.30	第 3 回水先人の責任制限等のあり方に関する勉強会
2018.11.30	第 3 回モニタリング委員会

なお、「第 12 回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」において、

①モニタリング委員会中間報告:

- ・2017.04 以降の水先人会会則の実効性強化の検証対象事例が 17 件報告され、継続して検証していくことを確認
- ・水先人派遣支援の状況については、これまでのところ問題なく執行されており、今後の計画も近隣支援を主体として、大水先区からの派遣支援については、最低限の準備を進めており、特段問題ないことが確認された。

・内海水先区の取り組みについては、採用広報に関しては奏功しており、またサービス向上と効率化に向けては、ユーザーとの意見交換会を踏まえて当直体制等適宜見直している。

②水先人の責任制限等のあり方に関する勉強会について：

標準約款の文言修正 重大な過失⇒損害の発生のおそれがあることを認識しながら
した無謀な行為その他の故意と同視しうる顕
著な過失

③2 級及び 3 級水先人の業務範囲見直しに関する調査・研究について

目的と手法・評価方法を承認

④水先人養成支援対象者の募集要件(英会話能力)について

募集要件として「TOEIC スコア 500 点程度」⇒「TOEIC スコア 500 点以上」に改める
事が確認された。